

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 3 1 南相馬市立総合病院脳卒中センター建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町2丁目地内
	種類	業務委託
	概要	南相馬市立総合病院脳卒中センター建設工事監理業務 1式 鉄骨造 6階建て(ヘリポート付) 延床面積 9,158.25 m ²
相手方	名称	株式会社 久米設計東北支社
	代表者	支店長 沼倉満夫
	所在地	宮城県仙台市青葉区中央3丁目10番19号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業者は、南相馬市立総合病院脳卒中センター建設工事の実施設計を受注しており、実施設計に沿った適切な監理が可能と判断し、随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [総合病院事務課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号)4262000335 鹿島体育館整備事業工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区横手字川原 地内
	種類	業務委託
	概要	工事監理業務 新築工事(建築主体・電気設備・機械設備工事) ・鉄筋コンクリート造2階建て 延床面積1,528.16㎡
相手方	名称	株式会社 杜設計
	代表者	代表取締役 鈴木 宏幸
	所在地	福島市東中央二丁目3番地の8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、鹿島体育館整備事業に伴う工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知しており、より効率的な工事監理を行うことが出来ることから、当該施設の整備工事に係る上記設計業者と随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [文化スポーツ課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 6 4 2 0 0 0 3 3 6 大町地区商業共同店舗実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区大町二丁目 地内
	種類	業務委託
	概要	実施設計 鉄骨造 延面積 3 7 4 . 0 m ²
相手方	名称	株式会社平木建築設計事務所
	代表者	代表取締役 沼邊 衛
	所在地	福島県福島市矢剣町 8 番 2 4 号
根拠規定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>当該業者は、大町地区商業共同店舗基本設計業務の受託業者であり、基本設計内容を熟知していることから、より効率的な実施設計業務を行うことができるため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約としたい。</p>	
工事等担当課名 [商工労政課]		

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 1 号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随意契約理由書

契約内容	件名等	(契約番号) 4262000358 南相馬市立総合病院サーバー室等改修実施設計業務委託
	履行場所	南相馬市原町区高見町二丁目地内
	種類	業務委託
	概要	サーバー室等改修工事設計業務 一式
相手方	名称	株式会社 関・空間設計
	代表者	代表取締役社長 渡邊 宏
	所在地	宮城県仙台市青葉区本町二丁目1-8
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務委託は、電子カルテシステム導入に伴うサーバー室の設置及び電源改修に係る実施設計を行うものであり、本施設の設計業者で院内の電気設備調査業務の受託者である上記業者に委託することで効率的に業務を遂行できることから随意契約をする。</p>	
<p>工事等担当課名 [市立総合病院医事課]</p>		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 6 7 ふくしま森林再生事業森林整備等(鹿島24林班外)総合監理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区小山田地内
	種類	業務委託
	概要	森林整備業務、路網整備工事、放射性物質拡散防止対策工事の総合監理業務 森林整備等 森林整備 間伐 4.28ha、除伐 0.66ha、下刈り 0.60ha、受光伐 24.49ha 路網整備 作業道(新設) 2,440m 放射性物質対策 土砂流出防止対策 丸太筋工 2,600m
相手方	名称	福島県森林組合連合会
	代表者	代表理事会長 國井 常夫
	所在地	福島県福島市中町5番18号
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	【具体的に記入すること】 本業務は、南相馬市鹿島区小山田地内の森林整備業務、路網整備工事、放射性物質拡散防止対策工事の総合監理業務である。当該総合監理業務においては、年度別事業実施計画の作成業者が森林整備等の設計内容を熟知しており、最も効率的に業務を行うことができるため、上記業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 [農林整備課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契約内容	件名等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 7 2 真野川漁港水産物鮮度保持施設建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市鹿島区烏崎字牛島地内
	種類	業務委託
	概要	建築工事監理業務委託 ・水産物鮮度保持施設 鉄骨造 3階建て A=97 m ²
相手方	名称	株式会社永山建築設計事務所
	代表者	代表取締役 平子恵俊
	所在地	福島県いわき市内郷御台境町鶴巻75番地の7
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随意契約理由の説明	<p>【具体的に記入すること】</p> <p>本業務は、真野川漁港水産物鮮度保持施設建設工事の工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知していることにより、的確な工事監理を行うことが出来るのは上記業者のみと見込まれることから、当該工事に係る上記設計業者との随意契約とするものである。</p>	
工事等担当課名 [鹿島区産業建設課]		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号(第7条関係)

随意契約理由書

	件名等	(契約番号)4262000378 上町・万ヶ迫災害公営住宅建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市小高区上町一丁目地内外
契約内容	種類	建築
	概要	建築工事 2戸1住戸5棟(10戸) 平屋住宅2棟(8戸) 集会室(1戸) 万ヶ迫1棟(2戸) 既存建物解体工事 地盤改良工事 付属建物工事
相手方	名称	株式会社明石設計事務所
	代表者	代表取締役 明石 信昭
	所在地	福島県福島市泉字熊野18番地の1
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
随意契約理由の説明	9号 落札者が契約を締結しないとき	
	【具体的に記入すること】 本業務は、上町・万ヶ迫災害公営住宅建設工事に伴う工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知しており、より効率的な工事監理を行うことが出来ることから、当該工事に係る上記設計業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 { 建築住宅課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。

様式第1号（第7条関係）

随 意 契 約 理 由 書

契 約 内 容	件 名 等	(契約番号) 4 2 6 2 0 0 0 3 7 9 栄町災害公営住宅建設工事監理業務委託
	履行場所	南相馬市原町区栄町三丁目地内
	種 類	建築
	概 要	建築工事 災害公営住宅建設事業 ・鉄骨造3階建て 戸数：12戸（2棟） 戸数：9戸（1棟） ・集会所（1棟） ・昇降機設備設置 一式 ・電気設備工事 一式 ・機械設備工事 一式
相 手 方	名 称	株式会社エスデー設計研究所
	代 表 者	代表取締役 石井 久克
	所 在 地	福島県郡山市池ノ台15番15号
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	2号 その性質又は目的が競争入札に適さないもの	
	3号 障害者施設等により製作された物品の買入れ、シルバー人材センター及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約	
	4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	9号 落札者が契約を締結しないとき	
随 意 契 約 理 由 の 説 明	【具体的に記入すること】 本業務は、栄町災害公営住宅建設工事に伴う工事監理業務である。工事監理業務においては、対象施設の設計業者が設計内容を熟知しており、より効率的な工事監理を行うことが出来ることから、当該工事に係る上記設計業者と随意契約するものである。	
工事等担当課名 { 建築住宅課 }		

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は、競争入札に付さないことができるとしたものであるため、当該理由書の作成を要しないものとする。